

「新型コロナウイルス」感染拡大防止対策ガイドライン
(郡山しんきん開成山プール)

1. 来場者への対応

(1) 下記症状・該当者の来場制限

- ① 風邪症の状（咳、くしゃみやのどの痛み）または 37.5℃を超える発熱者
- ② だるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- ③ 突発性の味覚障害・嗅覚障害の自覚のある方、咳・痰の症状がある方
- ④ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
- ⑤ 学校や職場等で感染者が発生し、自宅待機・外出自粛要請等があった方
- ⑥ 国・都道府県等において、県をまたぐ往来の自粛要請がある地域の方
- ⑦ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、ならびに当該在住者との濃厚接触がある方
- ⑧ マスク未着用の方

(2) 来場者への要求事項

- ① マスクの着用（運動中以外は着用）
- ② 「新しい生活様式」に即した行動（対面での会話等）
- ③ 入場出入口でのアルコールによる手指消毒の実施
- ④ 来館前・入館時の検温の実施
- ⑤ 利用確認書記入
 - ア 氏名、緊急連絡先（保管期間 1 カ月）
 - ・ 情報が保健所等公的機関に提供されることを事前に周知
 - ・ 小学生で家の連絡先が不明な場合は学校等を記入
 - イ 当日の体調確認
 - ・ 風邪症状や倦怠感などの有無
 - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方
 - ・ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、ならびに当該在住者との濃厚接触がある方

2. 一般利用における感染防止対策

(1) 利用中止や制限する設備等

- ① 利用を中止する設備等
 - ア 館内トイレのハンドドライヤー（エアロゾルを発生させる恐れがあるため）
- ② 利用を制限する設備等
 - ア ビート板やアームヘルパー等のプール備品（使用後は水洗い消毒後、乾燥させる）
 - イ 冷水器（直接の使用を禁止。持参のボトルに汲んで使用していただく）

(2) 受付

- ① ビニールカーテンの設置
- ② 金銭や利用券等の受け渡しはトレーを使用

- ③ フロアーマーカーを設置し間隔を 1~2m 開けるよう促す（券売機使用および受付時）
 - ④ 自動販売機、券売機、カウンター等の除菌清掃の実施（1日3回）
- (3) 更衣室
- ① 「密」を防止するため、下記の事項を実施
 - ア 使用エリア分け（一般利用者と団体利用者）
 - イ ロッカーの「除菌済み」の掲示
 - ウ 利用制限の実施
 - ② 機械換気による 24 時間換気
 - ③ 空間除菌剤の設置
 - ④ ドアノブ、手すり、ドライヤー、脱水機、ロッカー等の除菌清掃の実施
- (4) プールエリア（一般利用者）
- ① プール利用者 280 名制限（200 名に達した段階で入場制限を行う）
 - ② 間隔を空けて座るようプールフロアのゾーニングの実施
- (5) 感染予防対策に関する掲示物
- ア 体育施設を利用するときのお願い
 - イ マスク着用のお願い
 - ウ 施設の取り組み状況について
 - エ ソーシャルディスタンス関連
 - オ 更衣室の利用上の注意

3. 団体利用における感染予防策（大会・イベント以外）

(1) 合宿利用等

- ① 参加者の制限及び情報把握（1. 来場者への対応に準ずる）
 - ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるよう依頼
- ② 密集・密接にならない程度の利用人数となるよう対応依頼
- ③ 利用団体の責任の下、入館前に体調確認（検温等）を実施し、施設管理者に報告（利用確認書提出）
- ④ 運動を実施時以外はマスク着用必須（コーチは常に着用）
- ⑤ 更衣室利用は分散入室、臨時更衣室（会議室）の使用、事前更衣の依頼・調整利用の依頼・調整
- ⑥ ドライトレーニングエリアについては下記の通り依頼・調整
 - ア 1回あたりの利用人数は21名を上限
 - イ 可能な限りマスク、フェイスシールドを着用し実施
 - ウ 換気の実施
 - エ 会話の制限（対面での会話を避ける）
 - オ 実施者以外（待機者・コーチ等）は2m程度の距離を保つ
 - カ 利用後の消毒実施および施設管理者による確認

(2) 会議室利用

- ① 参加者の制限及び情報把握（1. 来場者への対応に準ずる）

ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるよう依頼

- ② マスクの着用
- ③ 1室あたり21名程度（半面利用時は10名程度）
- ④ 人と人との間隔を2m以上開ける
- ⑤ 定期的な換気の実施（入口の開放）
- ⑥ 利用終了後、施設管理者による消毒の実施

4. 大会・イベント等の感染防止対策

(1) 利用人数等の制限（「または」の場合は人数が少ない方が上限）

プールサイド280人・観客席300人・会議室21人

(2) 主催者における参加者への対応

① 参加者の制限及び情報把握（1. 来場者への対応に準ずる）

ア 施設管理者や保健所等からの問い合わせがあった場合、開示できるよう依頼

- ② マスクの準備等（準備できない場合は未着用者に対して入館制限等を行う）
- ③ 感染予防対策用具の準備（検温機器・アルコール等の消毒剤等）
- ④ 当日の体調確認（体温等）
- ⑤ 大会・イベント等開催2週間前における1. 来場者における対応（1）①～⑧の把握
- ⑥ 休憩スペース等のゾーニングおよびソーシャルディスタンスの推進
- ⑦ 大声による声援は禁止とし、会話についても控え、会話をする場合はマスクを着用

(3) 主催者による観戦者への対応

- ① マスクの準備等（準備できない場合は未着用者に対して入館制限を行う）
- ② 感染予防対策用具の準備（検温機器・アルコール等の消毒剤等）
- ③ 上記（1）を目安に参加者や役員等の人数を考慮し、観客人数の制限を実施
- ④ 観客席の利用制限（人と人との間隔確保）

5. その他の感染防止対策

(1) トイレ

- ① 手洗い洗剤の設置
- ② 「手洗い方法」の掲示
- ③ マイタオールの持参依頼
- ④ 消毒の実施（1日2回）

(2) 共用スペース

- ① ドアノブ、手すり、テーブル、椅子、自動販売機の消毒
- ② ソーシャルディスタンスの実施（机・椅子の設置方法）
ア 間隔を2m以上に保ち、対面できないよう椅子を設置
- ③ アルコール除菌液の設置

6. 自主事業における感染防止対策

(1) 入退館時の対応

- ① 入館時の共通事項として「1. 来場者への対応」に準ずる
 - ② 付添者の更衣室入室制限
 - ア 付添者の入室は可能な限り控える。(年少～小学1年生程度を目安)
 - イ 付添者については利用確認書の記入(1. 来場者への対応(2)⑤と同様)
 - ③ ジュニアスクールによる更衣室の「密集・密接」を避けるための対策
 - ア ご家庭で水着を着用しての来館を推奨
- (2) 教室実施時の対応
- ① 待機については十分な距離を保ち、会話制限をする
 - ② 体操についてはメインプールサイドで実施し十分な距離を保ち実施
 - ③ プール用具については使用後に消毒を実施
- (3) コーチの対応
- ① 指導前後の手洗い、うがいの実施
 - ② 必要な場合はプール用マスクの使用
 - ③ 参加者同士や参加者との十分な距離を保てるような指導の実施
 - ④ 体調不良者が発生した場合は速やかに退水させ、保護者等に連絡

7. 従業員への感染防止対策

(1) 出社前

- ① 検温及び体調の報告
 - ア 37.0℃以上の体温、及び体調不良の場合は上長へ報告し判断を仰ぐ
 - イ 37.5℃以上の対応、及び体調不良の場合は自宅待機および外出自粛

(2) 出社時

- ① マスクの着用
- ② 手洗い、うがいの実施
- ③ 検温表の記入

(3) 勤務中

- ① マスクの着用(必要に応じてフェイスシールドを着用)
- ② 手洗い、うがいの実施
- ③ 多数の職員が使用する物品は適宜消毒を行う
- ④ 間隔を2m以上確保する

8. 感染者の発生時

(1) 感染者疑いや濃厚接触者が来場した場合

- ① 氏名、緊急連絡先等を把握した上で、速やかに退館(帰宅)を依頼し、待機する場合は隔離できる部屋にて待機してもらう
- ② 所管課および保健所に連絡し指示を仰ぐ
- ③ 2週間以内の利用歴の確認
- ④ 教室参加者の場合は濃厚接触の疑いがある指導者については自宅待機要請

(2) 感染者が発生した場合

- ① 保健所から報告があった場合は、速やかに所管課に報告し、対応協議
- ② 利用者からの感染報告があった場合は保健所および所管課に報告し、指示を仰ぐ
- ③ 濃厚接触者の割り出しおよび連絡（連絡については保健所の指示を仰ぐ）
- ④ 消毒の実施
- ⑤ 営業再開については所管課および保健所の指示に従う

策定：令和 2 年 9 月 2 日

改定：令和 2 年 10 月 20 日